



事前確認制度に関する規定 の発表

2012年12月

要約

- ▶ No. 21/2012/QH13を改定して2013年7月1日よりAPAの施行することを発表。
- ▶ APAは1ヶ国(ユニ)、2ヶ国間、多国間で行われ、企業と税務当局は法人税申告書、税関手続きを提出する以前に課税価格算定方法或いは独立企業間価格を事前に協議し合意する制度である。
- ▶ APA適用に関しては詳細なガイドラインや政令が近い将来に公表される。

はじめに

2012年12月14日に国家主席事務所によって税務管理法No. 21/2012/QH13の一部条項を修正、補足する改定法が発表され、事前確認制度（APA）の施行を公表されました。これはAPAの適用の法的根拠となり2013年7月1日よりベトナムにおいて有効となります。APA適用に関しては詳細なガイドラインや政令が来年に公表されることと予想されます。

今回の移転価格税制に関するアラートはAPA施行に伴い移転価格制度及びその他関連課題に対する影響を分析致します。

事前確認制度（APA）

APAとは

APAは税務当局と納税者との合意で一定期間に適用されます。従って、関連当事者間取引に適用する税金計算根拠、課税価格算定方法或いは独立企業間価格は納税者が法人税申告書、税関手続きを提出する以前に税務当局との相互協議で合意する制度です。

APAの種類

改定法によると、APAはユニ、2ヶ国間、多国間の3つ種類があります。ユニ、2ヶ国間、多国間の間で、関連当事者間取引に於ける課税価格算定方法或いは独立企業間価格を納税者と税務当局の間で相互協議において合意します。2ヶ国間や多国間APAの場合は、複数の当事者が所在する国々（ベトナム及び他国）及び領地での税務当局と納税者（ベトナム及び他国）の間で合意されます。

適用範囲

ベトナム税務当局はユニ、二ヶ国間、多国間APAを適用して、納税者及び他国の関連税務当局とで移転価格算定方法を決定します。そのうち、二ヶ国間、多国間のAPAはベトナムと租税条約を締結した国、領地の税務当局に適用され、所得に対する二重課税の排除と脱税の防止などを目的とします。

コメント

2年間一回に、アーンスト・アンド・ヤングは移転価格税制に関する様々な問題点についてクライアント及び関連国の税務当局に対して調査を行ないます。最近の調査結果によると、移転価格は国際企業の税務担当者にとって最も重要な課題一つであるとされています。回答した23%企業は移転価格算定のリスクを減少するためAPAを適用したと回答しています。それに付け加え、APAを適用した企業の90%は今後もAPA適用したいと考えています。

有効なAPA制度が確立している30以上の国々では、APAは納税者と税務当局にとって率先して移転価格リスク及び関連論争を防止するために最も普及したツールになってきました。

ベトナムは多国籍グループのサプライチェーンにおいて、より一層重要な国になってきました。移転価格制度の施行の歴史が初期段階であるので、不透明さや様々なリスクを引き起こしています。APAはアジア太平洋のほとんどの国及びベトナム貿易相手国に適用されているので、ベトナムがAPAを発表することはタイムリーで歓迎されることと評価されます。APAはベトナムの納税者に対して適切な移転価格算出方法に確実性を増し、潜在的論争、違反処罰を防止し、二重課税を排除します。

APAはベトナムに新しい制度なので、公に一般企業が行う前に、財務省と税務総局は試験的に大企業との間で最初のAPAを行いたいと計画しています。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
佐藤 行洋 yukihiro.sato@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2012 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000271

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。